

## 【地方創生】県内初！「特定創業支援」を受けた事業者を応援する創業支援資金の取扱開始

清水銀行（頭取 豊島勝一郎）は、平成 27 年 10 月より地方創生に向けた取り組みを加速するため、従来から取り扱っていた「しみず創業支援資金」の商品内容を拡充しましたので、お知らせいたします。具体的には、各市町が行う「特定創業支援」を受け、証明書が交付されている事業者については、原則無担保で融資対応します。「特定創業支援」を受けたことの証明書交付を要件とした融資制度の取り扱いは県内初の取り組みとなります。

本商品は平成 26 年 4 月からスタートした、第 25 次中期経営計画「COMBINED RUSH' 14-' 15」の基本方針「営業力・支援力の向上」への取り組みの一環として、新たに創業されるお客さま（第二創業含む）への資金調達を支援するため、一定の要件に該当する場合は、原則無担保でご融資する商品です。

当行は、今後も地域金融機関として「地方創生」に積極的に取り組み、地域経済の持続的な発展に向け存在意義を発揮してまいります。

### 記

#### ■ しみず創業支援資金の概要

ご利用いただける方	新規創業者もしくは創業から 5 年未満（第二創業含む）の個人事業主もしくは法人で以下の要件に該当するもの  【要件】 ① 当行店舗の所在エリアで事業を営んでいる事（東京・名古屋を除く） ② 事業計画書の提出が可能である事 ③ 下記(1)～(3)のいずれかに該当すること (1) 各地公体が定める「特定創業支援」※を受け、証明書が交付されていること (2) 資金調達額の 2 分の 1 以上について、静岡県信用保証協会の保証が受けられること (3) 資金調達額の 2 分の 1 以上について、日本政策金融公庫の融資が受けられること ・ 特定創業支援の認定を受けていないお客さまでも(2)、(3)のいずれかに該当すればご利用いただけます。
お使いみち	運転資金・設備資金
ご融資金額	10 万円以上 1,000 万円以内（10 万円単位）
ご融資期間	運転資金：5 年以内（据置き期間 6 ヶ月間） 設備資金：10 年以内（据置き期間 6 ヶ月間）
ご融資利率	変動金利 2.475%以上
ご融資形態	証書貸付
ご返済方法	元金均等分割返済
担保	原則無担保

※ 「特定創業支援」とは、国から認定を受けている地公体（平成 27 年 10 月時点：静岡県内 14 市）において、経営知識（財務・営業・労務管理等）を習得させる為の継続的な支援事業であり、代表的な取り組みとして創業塾、個別相談支援等が挙げられる。

以上

<本件に関するお問い合わせ>

清水銀行 支店営業部 伊藤 TEL：054-366-9990



挑  
戦  
し  
な  
け  
れ  
ば

成  
功  
し  
な  
い

## しみずの創業支援

夢を実現するには挑戦する気持ちが大切です。

そして、その挑戦は地域経済の大きな活力になります。

清水銀行は県内各市町をはじめとする創業支援事業者と共に

皆さまの課題やお悩みに全力で立ち向かって参ります。

事業計画の作成、資金調達、創業後の各種支援など

創業に関するあらゆるご相談をお待ちしております。

SHIMIZU BANK

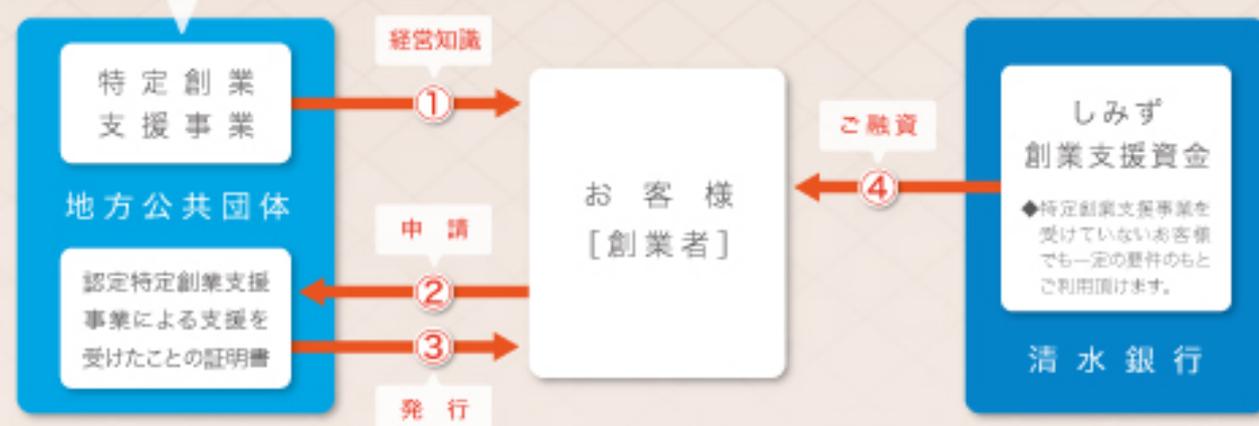
# 「特定創業支援」を受けたら、 無担保で資金調達できました。 ※1

## 特定創業支援事業とは…

国から認定を受けている地方公共団体において、経営知識(財務・営業・労務管理等)を習得させる為の継続的な支援事業であり、代表的な取り組みとして創業塾、個別相談支援等があります。詳細は最寄りの清水銀行にお問い合わせ下さい。

### こんなメリット

- 株式会社設立の際、登録免許税が軽減されます。(資本金の0.7%→0.35%) ※新たに開業する場合のみ
- 信用保証協会創業関連保証の枠が1,000万円から1,500万円に拡充されます。
- 信用保証協会創業関連保証が特例により、事業開始6ヶ月前から利用の対象になります。
- 創業補助金の審査における加点の対象となります。



## しみず創業支援資金の概要

ご利用いただける方	以下の①～⑤をいずれも充足する新規創業もしくは創業から5年未満(第二創業含む)の個人、法人の方 ① 当行店舗の所在エリアで事業を営んでいる(東京・名古屋を除く) ② 事業計画書の提出が可能 ③ 納付期限の到来した税金を完納している ④ 当行口座を決済口座としている(売掛金振込指定・IB設定・公共料金等の口座振替設定のいずれかが可能) ⑤ 下記(1)～(3)のいずれかに該当 (1) 各地方公共団体が定める「特定創業支援」を受け、証明書が交付されている (2) 資金調達額の2分の1以上について、信用保証協会の保証が受けられる (3) 資金調達額の2分の1以上について、日本政策金融公庫の融資が受けられる → 特定創業支援の認定を受けていないお客さまでも(2)、(3)のいずれかに該当すればご利用いただけます。
お使 い み ち	運転資金・設備資金
ご 融 資 金 額	10万円以上1,000万円以内(10万円単位)
ご 融 資 期 間	運転資金: 5年以内(据え置き期間6ヶ月間) 設備資金: 10年以内(据え置き期間6ヶ月間)
ご 融 資 利 率	変動金利 2.475%以上
ご 融 資 形 態	証書貸付
ご 返 済 方 法	元金均等分割返済
担 保	原則無担保
保 証 人	「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、保証の要否を判断いたします

※1. 審査の結果により、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。



清水銀行

<http://www.shimizubank.co.jp/>